

4-②

・託児所制度（制度の内容）

（託児所開所時間）

第6条 託児所の開所時間は24時間毎日とする。但し、申込書（様式4）により 託児する予定がない時間帯は、閉所とし、緊急の場合は総務係長が対応し拘束者へ連絡する。

（特別託児）

第9条 託児する子が、病発（熱発）の場合、事前に医師に受診することとし、その結果、託児可と判断された場合は託児する。

（託児資格）

第2条 上五島病院に勤務する職員の子で、その子が4月1日現在満7歳未満である者のうち、次に掲げる者とする。

- ①家庭内において当該職員又はその家族（別居を含む）及びその他の者が養育することができない者。
- ②子の養育をする者が、病気等緊急な理由によりある程度の期間、その子を養育することができなくなった場合、その理由が継続する期間。

（託児時間取決め事項）

- ※ 準夜・深夜・当直帯に預けない場合、日勤帯の託児は可能。
- ※ 準夜の託児で、保育士の深夜勤務者がいる場合、保護者、保育士双方合意の場合、引き続き、朝9時まで託児可能。

勤務種別	託児時間
日 勤	07：30～18：15
準 夜	16：00～01：30
深 夜	23：30～12：00
当 直	16：30～09：00